

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書

建設業に従事する労働者は数多く、地域の経済活動と雇用機会の確保に貢献している。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動により施工単価や労務費が引き下げられることもあり、建設労働者の生活を不安定なものにしている。

平成13年2月16日に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、その附帯決議の中に「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること。」という項目も含まれている。

さらに、諸外国では、公共工事に係る賃金の確保等を定める「公契約法」の制定が進んでいる。

よって、政府においては、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、公共工事における新たなルールづくりとして、下記の事項について、早急に実現することを強く要望する。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年（平成19年）9月21日

高砂市議会